介護予防・日常生活支援総合事業「サービス・活動Ｃ」に関するＱＡ

NO	問	答	掲載日
1	人員基準の「運動指導員1名以上」とは、どのような資格を持つ職員を配置する必要がありますか？	理学療法士または作業療法士のいずれか1名以上の配置を必須とします。 なお、理学療法士または作業療法士の指導・助言のもとで看護師または保健師等が面談を実施することの可否については、今後、参入を希望される事業所の職員配置や実施体制等を確認したうえで決定する予定です。そのため、現時点では具体的な運用基準について確定していないことをご了承ください。	10月9日
2	管理者の兼務は可能ですか？	管理者は、他の業務と兼務することが可能です。	10月9日
3	加古川市外の事業所参入は可能ですか？	市境周辺などに立地する事業所もあることから、送迎が可能であれば、市内・市外は問いません。	10月9日
4	利用者自身が通所できる場合でも、送迎は必須ですか？	通える場合は送迎不要です。なお、その場合の送迎減算は行いません。	10月23日
5	訪問アセスメントは、通所型サービスの開始前に行う必要がありますか？同日算定は可能ですか？また、全12回のうち1回に含まれますか？	訪問アセスメントは「サービス開始前」に行う必要があります（同日算定は不可）。また、全12回とは別枠「１回」として扱います。	10月23日
6	サービス・活動Ｃは「生涯で１２回まで」ですか。状態変化に伴う２回目の利用は可能ですか？	状態像の変化に伴う再利用の可能性を排除すべきではないと考えています。 ただし、再利用までの期間を設けていくかなど、詳細なルールについては今後決定する予定です。	10月23日
7	利用者の「卒業」や「通所サービスＡ等への移行」の判断は誰が行うのですか？	「利用者」「サービス提供事業所のリハビリ専門職」「地域包括支援センター等の計画作成担当者」の３者が、全員納得した上で卒業・移行の判断を行います。	10月23日
8			
9			
10			